高石市教育委員会定例会会議録

(平成29年4月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開	会	平成 29 年 4 月 12 日午後 3 時 04 分
閉	会	平成 29 年 4 月 12 日午後 3 時 37 分

会議に出席した者の職及び氏名

	H 12 1134 DC G T T H
委 員	委 員 長:佐野慶子
	委 員:西中隆
	委 員:西村陽子
	委員:吉村文一
事務局職員	教 育 部 長:木嵜茂巳
	教育部理事兼次長 : 細 越 浩 嗣
	教育部次長兼社会教育課長 : 村 田 佳 一
	教育総務課長:西川浩二
	学校教育課長:吉田種司
	学校教育課長代理兼人権教育推進室長: 清 水 寛 之
	教育研究センター所長: 菅 原 庸 晴
	子育て支援課長: 小林 弘典
	こども家庭課長:家村美雪
	社会教育課長代理業計學中狀策至基於於以市民文化会報 : 石田俊彦
	中央公民館館長:松 井 勉
	教育総務課長代理 : 上田 麻 紀
	学校教育課主幹: 山崎陽子
	教育総務課主事:安岡佑美

議題及び議事の要旨及び議決事項

・議案第 1 号 高石市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程の制定に ついて

教育総務課長	高石市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程の制定につい
	て説明する。
	本議案は、高石市教育委員会事務局処務規程において、指令に関する
	明確な規程がないため、これまで高石市公示令達規則を準用していた
	が、明確に規程するため、高石市教育委員会事務局処務規程第6条とし
	て、指令に関して定めるものである。
	指令とは高石市公示令達規則第2条第7号において「個人又は団体から
	の申請その他の要求に対して、権限に基づいて許可、認可等の行政行為
	を行うもの」と定めている。
	具体的には、補助金の交付決定や行政財産の使用許可などである。こ
	れまで市規則を準用し、指令について運用してきたが、明確化のため、
	今回事務局処務規程において指令に関して定めるものである。
西中委員	これは、新たに指令に関する規程を作ったのか。今まで、特に指令番
	号簿に記載することをしていなかったのか。
教育総務課長	市の規則を用いて、同じような形でやっている。指令番号もこれまで
	も管理して運用してきている。
西中委員	新たに規程を作るというのはどういうことなのか。

教育総務課長	市の公示令達規則に指令の規程があり、そこで指令簿を作成したり、
	指令番号を該当文書に付けるというルールがあり、そのルールを準用す
	る形で教育委員会として明確に、指令について定めた。
採決	可決。

・議案第2号 高石市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

40 40 70 76 3m H	
教育総務課長	議案第2号、高石市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則の制
	定について説明する。
	本議案は、国において幼児教育の段階的無償化として、平成29年度か
	ら年収約360万未満相当世帯のうち、ひとり親世帯等の特例世帯につい
	て、第1子の保護者負担額の上限を3,000円とするなど、子ども・子育て
	支援法施行令等の改正があった。平成29年4月1日から施行されることに
	なったため、高石市立幼稚園条例施行規則を別紙のとおり、一部改正す
	るものである。
	具体的な改正内容であるが、幼稚園の利用者負担額が国基準を上回る
	部分について、国基準まで引き下げる改正である。
	第2段階の特例世帯を除く第2子の負担額、特例世帯を除く第2子の負
	担額が、今までは1,370円であったが、新しい表では0円となっている。
	また、第3段階の特定世帯の第1子が今までは5,000円であったが、改
	正後は第3段階の特定世帯の第1子は3,000円となっている。
	この2カ所について国基準を上回っているので、国基準と同様となる
	ように改めるものである。
採決	可決。

・報告第1号 職員の人事異動について

教育総務課長	平成29年3月31日付け及び平成29年4月1日付人事異動について、概略
学校教育課長	を説明。
西中委員	高石市では本人の希望等で斟酌するのか。それとも職員、教員を含め
	て直轄で行うのか。
学校教育課長	まず、管理職については、本人の希望は聞いていないため、教育長を
	中心に判断して異動を決定している。
	また、小・中学校の一般教職員の異動については希望調書を配布し、
	数校希望先を記載して、ほぼ希望どおりということがほとんどだが、一
	部希望に沿わないケースは事前に調整等をした上での異動である。
教育部長	市の職員の異動は、特段の制度はない。
西中委員	内示の出る前に苦情処理というのは、行わないのか。市町村によって
	は内示を出した段階で苦情処理をし、再調整をして再内示という形で進
	めるところもあるようだが。
教育部長	人事異動に伴う内示も処遇命令の一環であるため、苦情等は無いよう
	に聞いている。
	内示の段階で、発令日の数日前に内示を受け、引き継ぎをし、適正に
	人事異動を受けるという事務の流れで来ており特段、処理という問題は
	ないと考えている。
西中委員	現在60歳が一応定年となっているが、65歳から年金がもらえるため、
	年金受給者資格が得られるまで一応5年間、希望があれば何らかの形で
	雇用する義務がある。例えば、校長の場合や管理職の場合は再任用とい
	う制度を府下でいろいろ行っているが、高石では職員や教員の65歳まで
	の仕事の補償はどのようになっているのか。

教育部理事	市の職員の場合は、再任用を希望する職員について、現在は試験を受
	けて1年契約の更新で65歳までいくという制度である。
	委員の指摘のとおり、年金受給までの雇用という観点で、希望を出せ
	ば65歳を迎える年まで、勤務状態が良好であれば更新という形で継続雇
	用と現在は聞いている。
学校教育課長	学校教職員の60歳定年後の職員については再任用の制度があり、希望
	すれば、成績にもよるが選考を受けて、ほぼ全員、再任用される状況で
	ある。
	また、校長については、以前末本校長が取石小学校に配置になるま
	で、澤田校長が2年間再任用校長として勤務したケースがある。校長先
	生については、その他、教育研究センターの相談員や府の非常勤嘱託員
	等、府庁や大阪府教育センターで勤務する道があると考えている。
佐野委員長	承認する。

・報告第2号 社会教育委員会議の報告について

社会教育課長	本件は、高石市社会教育委員会議規則第12条に基づき、別紙のとおり
	報告するものである。
	高石市社会教育委員会議規則により、当会議は年3回、日時を定めて
	議長が招集するとなっており、平成28年についても合計3回開催してお
	り、1回目が平成28年9月27日、2回目が平成29年1月17日、3回目が平成
	29年3月23日である。
	内容については会議録に記載のとおりである。
吉村委員	第1回の会議録で、天野委員の発言に、子供たちが学び直しを行える
	ような学習環境や子供たちが学び合える環境をつくることはできないか
	という質問があったようだが、この前の文面に、生涯学習、スポーツ振
	興、野外活動の話がある。これは勉強という意味なのか。
	その後事務局が、今後検討していくと答えているが、何について検討
	しているのか体的に教えて欲しい。
社会教育課長	当該の内容については、詳細については第3回が本題になっており、
	同じ天野委員の発言で、家庭内に居場所がない子供たちの居場所をつく
	ることはできないかという質問があった。居場所がない子供たちの受け
	皿として、元気広場等を用意しているが、更にできることは無いかとい
	う趣旨であり、平成28年度より所管は違うが、社会福祉課で生活困窮者
	向けの学習支援等を実施しており、こういった面も含め、今後、市とし
	ても検討していきたいと考えている。
佐野委員長	承認する。

・報告第3号 教育委員会の後援等に関する報告について

各課長	後援承認したものについて説明。
佐野委員長	承認する。

・報告第4号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	平成29年3月15日から平成29年4月11日までの行事について説明。
佐野委員長	承認する。

その他委員長が必要と認めた事項

西中委員	社会教育委員会の会議録を教育委員会のほうで報告をすることになっ
	たのは、どういう目的なのか。
	また、もしも、その目的が教育委員にある程度、社会教育委員会の会
	議の内容について知ってもらい、それについて一定の考え方を社会教育
	委員会の中で反映させるということであれば、もう少しわかりやすく議
	事録をまとめないと、要約では先ほどの吉村先生からの質問への答えが
	わかりにくい。3回目に答えが出てきているが、質問はその場である程
	度具体的に聞いていかないといけないと考える。
Int. In the Section 1999	その目的とあわせて、説明を聞きたい。
教育部長	目的については、社会教育委員は社会教育に関する議論をしてもら
	う。その内容については、範疇として教育行政にかかわる内容であるの
	で、最終的には教育委員会定例会に報告を行う。
	また、議事録の要旨録ということで内容が要約し過ぎたという指摘だ
	と思うので、今後、一読をしてわかりやすいようなまとめ方を心がけて
西中委員	いきたいと考えているので、表記の仕方も検討していきたいと考える。
四甲安貝 	社会教育委員会について教育委員がいろいろ申し上げる立場でないと いうことであれば、問題はないが、教育委員会の所管に属することであ
	いうことでめれば、同趣はないが、教育委員云の所管に属することでの るため一定理解し、考えがあれば申し述べていかなければならないと考
	るため、足性肝し、与えがめれば中し述・、(いかなりればならない)と与しえる。
教育部長	了解した。
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
佐野委員長	新学期が始まったが、幼稚園、小・中学校の生徒、元気に登校園しているのか。春休みに事故等は無かったか。
学校教育課長	10日から新学期が始まっており、教育委員会には特に大きな春休み中
子仪叙目录文	10日から利子朔が始まっており、教育委員云には特に入さな眷体の中 の事故、また始まってからの事故、大きな問題等発生していないと把握
	しているので、非常にスムーズに新学期、今年度迎えられたと考えてい
	る。
	- 。 - 教員についても、異動等に伴い異動した教員は、各異動先で活躍でき
	るものと考えている。
教育部長	新学期が始まり、新入生徒が登校している。各小学校区でご尽力いた
	だいている安全見守り隊の黄色のジャンパーを着ている方々にも要所、
	要所で立ってもらっている。
	昨今、通学の生徒を巻き込む事故の事案が全国で報道されており、通
	学路の安全対策、全庁的に歩道の安全、また交通安全教育もそうである
	が、万全を期していきたいと考えている。先ほど申し上げたボランティ
	アの協力も大変重要だと考えており、地域との連携、それから家庭との
	連携、それらも含め入学の生徒・児童の安全を守っていきたいと考えて
	いる。
佐野委員長	これで閉会とする。